

会議録

会議の名称	令和元年度 白岡市国民健康保険運営協議会（第2回）
開催日	令和元年12月24日（火）
開催時間	午後1時30分 開会・午後2時40分 閉会
開催場所	白岡市役所4階 403会議室
議長の氏名	佐々木 操
出席者の氏名・出席者数	<p>【委員】</p> <p>(1号) 稲垣 操 宇治田 忠昭 木村 敏博 豊川 利江 (2号) 北村 秀和 (3号) 佐々木 操 松本 利明 青木 淳一 (4号) 佐藤 誠</p> <p style="text-align: right;">9名</p> <p>【市長】</p> <p>小島 阜</p>
欠席者の氏名・欠席者数	<p>(1号) (2号) 牧野 博司 高井 徹 渡邊 昇子 (3号) 矢島 静江 (4号) 永木 栄作 廣瀬 実</p> <p style="text-align: right;">6名</p>
出席職員の氏名 (事務局)	<p><司会></p> <p>健康福祉部長 神田 信行</p> <p><説明員></p> <p>保険年金課 課長 岡田 丈二 保険年金課 主幹 早津 敦 保険年金課国民健康保険担当主査 田口 明雄 保険年金課国民健康保険担当主査 鈴木 順子 保険年金課国民健康保険担当主査 鬼久保 智子</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 令和2年度以降の国保財政の見通しについて</p> <p>(2) その他</p> <p>・令和元年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） (案)について</p> <p>4 閉会</p>

会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の見通し 資料 1 ・国民健康保険事業費納付金・標準保険税率等 比較表 資料 2 ・令和元年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）に関する説明書 資料 3 ・答申書（案） 資料 4
	議　事　の　経　過
発言者	議題・発言内容・決定事項
司会（部長）	<p>本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>開会前に本日の会議に傍聴の申し込みがございましたので、御報告いたします。</p> <p>白岡市国民健康保険運営協議会会議運営要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、1 名の方から傍聴の申し込みがあり、同条第 2 項の規定に基づき会長にお諮りしたところ、傍聴が認められましたことを御報告いたします。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今から白岡市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、小島市長から御挨拶を申し上げます。</p>
市長	(挨拶)
司会（部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、佐々木会長から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	(挨拶)
司会（部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日の会議でございますが、現在の出席委員の数は、9 名でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、次第の「3 議事」に移ります。</p> <p>本日の会議資料でございますが、事前に送付させていただきました「次第」、「資料 1 ~ 3」、「委員名簿」と、埼玉県国民健康保険団体連合会から提供されました「埼玉の国保」になります。</p> <p>それでは、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>

	<p>なお、議事の進行につきましては、白岡市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定によりまして、佐々木会長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、佐々木会長よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、御了解をいただきたいと存じます。</p> <p>それでは、次第に従いまして、進行いたします。</p> <p>はじめに、議題（1）「令和2年度以降の国保財政の見通しについて」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案の「令和2年度以降の国保財政の見通しについて」御説明いたします。</p> <p>お手元の資料1の「今後の見通し」を御覧ください。</p> <p>このたび、令和2年度の国民健康保険事業費納付金の算定結果、いわゆる「秋の試算」の報告がありました。</p> <p>市では、この秋の試算を基に、当市における令和2年度以降の見通しにつきまして検討いたしました。</p> <p>まず、一番上の被保険者数につきましては、県が試算した令和2年度の当市の被保険者数は9,916人でございまして、前年度から650人の減少となっております。就労等による社会保険への加入や2025年頃までに団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することから、今後も市国保の被保険者数は減少するものと考えております。</p> <p>次にⒶの国保事業費納付金につきましては、令和2年度の額は、11億5,150万8,878円でございまして、前年度から1億743万1,932円の減少となっております。</p> <p>この国保事業費納付金が減少した理由でございますが、1つ目といたしまして、「前期高齢者交付金」の額が増加したことから、国保事業費納付金が減額されたものでございます。</p> <p>「前期高齢者交付金」とは、65歳以上75歳未満の高齢者は、定年退職などで会社を退職した後に国民健康保険へ加入することが多く、そのため、国民健康保険における高齢者医療費負担は、他の医療保険者より大きくなります。この医療保険者間の負担の不均衡を解消するため、各保険者の前期高齢者加入率に応じて負担を調整する仕組みが導入されております。前期高齢者加入率の低い健康保険組合等が「前期高齢者納付金」を負担し、社会保険診療報酬支払基金から国民健康保険に対して交付されるものが「前期高齢者交付金」でございます。</p>

この「前期高齢者交付金」の埼玉県全体の一人当たり交付金額は、令和2年度が12万9,032円でございまして、前年度と比較すると5,926円の増加となっております。

2つ目といたしましては、過年度（平成30年度）分の国民健康保険事業費納付金の過多となった納付金を令和2年度の納付金の減算に活用したものでございます。埼玉県全体の一人当たり減額調整額といたしまして、2,596円が減額されております。

このような算定方針によって県が試算した④の国保事業費納付金から国及び県から交付される⑤の公費等を減額した⑥の額が、県へ実際に納付する国保事業費納付金の額となります。

次に、⑦の支出財源等につきましては、現行の税率で徴収した国民健康保険税や延滞金などのその他の収入の合計額は、9億6,777万4,040円でございます。

この結果から、⑧の国保事業費納付金支払不足額にござりますおり、7,784万1,501円の不足が見込まれております。

この国民健康保険税の税収の不足分につきましては、国民健康保険財政調整基金を活用し、⑨不足額に対する国保財政調整基金繰入見込額として充てることを考えております。

なお、各年度末の残高見込額でございますが、⑩の国保財政調整基金残高見込に令和3年度末までの額を記載しております。

注意書きの※4にございますように、令和元年度の⑪国保財政調整基金残高見込から令和2年度の⑫不足額に対する国保財政調整基金繰入見込額を差し引いた額と令和2年度の⑬国保財政調整基金残高見込の差額でございますが、子どもと保護者が安心して医療機関を受診できるよう、地方自治体が少子化対策の一環として地方単独事業により減免措置を講じております。こうした減免措置により生じる医療費の波及増分として、一般会計から繰入金として補てんを受けております。その補てん額を基金にもどしている額を計上しているためございます。

また、ここには計上しておりませんが、決算後に発生する剰余金の一部が基金に積み立てられることもございます。

次に、資料2の「国民健康保険事業費納付金・標準保険税率等比較表」を御覧ください。

こちらは、資料1に記載しております国民健康保険事業費納付金、被保険者数の他に、一人当たり保険税必要額及び県が決定した標準保険税率について、令和元年度と令和2年度を比較したものでございます。

標準保険税率の介護給付費分の除いた項目で令和元年度から低くなっています。

一番右の太枠で囲まれた表は、現行の税率でございます。現行税率

は、令和2年度の標準保険税率と比較して低い項目が多くなっております。

国が示す方向性に従い、埼玉県は県内の全ての市町村で同じ保険税率にすることを将来的な目標としております。

当市における令和2年度以降の国保財政の見通しにつきましては、令和2年度は基金を活用させていただきまして、税率を据え置きたいと考えております。

しかし、基金を取り崩して、被保険者に負担が掛からないように配慮することが必要ではございますが、収支不足分について安易に基金を充てていきましたと、やがて基金が底をついてしまうことが想定されます。

また、不測の事態に備えるため、保険給付費の概ね一月分に相当する額といたしまして、約2億円を基金の残高とすることが望ましいと考えております。

令和3年度以降につきましては、基金の状況、市の国保財政の状況などを総合的に見ながら、毎年シミュレーションを行い、そうした中で、税率改正の必要性を含めた本市の国保運営について、運営協議会にお諮りし、御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上で、令和2年度以降の国保財政の見通しについての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長

事務局から令和2年度以降の国保財政の見通しについての説明が終わりました。

ここで、私から確認させていただきますが、埼玉県が試算した国民健康保険事業費納付金の納付に当たっては、現行の税率では不足分が生じるが、国民健康保険財政調整基金を活用して充てることによって、令和2年度の国民健康保険税率を据え置くことができるということでおろしいですね。

事務局

そのとおりでございます。

議長

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

資料1の①支出財源等の国民健康保険税額は、資料2の令和2年度の標準保険税率で算出したものになるのか。

また、令和2年度の国民健康保険税はどうなるのか。

課長	<p>資料 1 の⑩支出財源等の国民健康保険税額は、資料 2 の一番右にある現行税率で算出したものであり、資料 2 の令和元年度及び令和 2 年度の所得割、均等割については、県が試算した標準保険税率になります。</p> <p>標準税率で税率を設定すれば、国民健康保険事業費納付金を納付することができるものであります。</p> <p>資料 1 の⑩支出財源等の国民健康保険税額の令和 2 年度につきましては、現行税率でシミュレーションして、見通しを立てております。</p>
委員	<p>現行税率 7.04% ということで、県が示している標準保険税率 7.27% より低い設置となっている。収支は拮抗しているのか。</p> <p>基金から補てんして拮抗させるということでしたが、このまま補てんしていく場合、基金の残高はどのくらいまでもつのか。</p> <p>一般会計からの繰入金が増えている場合は、税率を引き上げるべきではないかと考えるがいかがか。</p>
事務局	<p>令和 2 年度の保険税率を現行税率に据え置くことにより、県に納付する国保事業費納付金の税の徴収額に不足が生じるが、国保財政調整基金を充てると説明したところでございます。</p> <p>御指摘のとおり、税率に差があるところではございますが、市といたしましては、標準税率に引き上げることなく、現行の税率に据え置いた国保の財政運営ができると考えているところであります。</p> <p>令和 4 年度以降の基金残高につきましては、保険給付費の概ね一ヶ月分に相当する額である約 2 億円を下回る見込みでございます。</p> <p>当市における令和 2 年度の税率は据え置き、令和 3 年度以降につきましては、基金の状況、市の国保財政の状況などを総合的に見ながら、毎年シミュレーションを行い、そうした中で、税率改正の必要性を含めた本市の国保運営について、運営協議会にお諮りし、御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>資料 1 の被保険者数 9,916 人は、年度末の見通しであるのか。現在の被保険者数はどうなっているか。2 年間で被保険者が 1,300 人減少するとの見通しであったが、もう少し詳しく解説してほしい。</p> <p>資料 1 の⑩支出財源等の延滞金等のその他収入について、令和 2 年度の数値が令和元年度と比較して大幅に数字が小さくなっていることについての説明をお願いします。</p>
事務局	資料 1 の被保険者数は、県が算定方針に基づいて試算した数字でござ

	<p>います。</p> <p>11月末の被保険者数は10,214人でございます。</p>
課長	<p>2点目の被保険者数が減少する要因としては、後期高齢者医療制度への移行、社会保険適用拡大によって減少すると見込んでおります。</p>
事務局	<p>3点目のその他収入について、令和元年度は決算後に繰越金等の剰余金を含んでいるため、金額が大きくなっております。令和2年度以降のその他収入については、剰余金の想定ができないため、剰余金を除く国民健康保険税の延滞金等を表示しているところでございます。</p>
委員	<p>国保財政が厳しくなると見通される中で、所得のどこまでを課税するのかが問題である。配当・譲渡益など分離課税のものは現段階では所得把握の技術的な問題があり、時間がかかると思うが、退職金に関わる問題ははっきりしている。民間会社では、退職金の受け取り方に退職一時金と分割退職金(いわゆる企業年金)の二種類がある。国民健康保険税制度は、退職一時金に対しては非課税だが分割退職金には課税している。退職金の受取方の違いによって課税と非課税が生じるのは税の公平性の大原則から公平ではない。</p>
事務局	<p>所得割額については、地方税法の規定によりまして、総所得金額等で計算いたします。</p>
委員	<p>以前、市役所の担当課窓口で現行税制度がそのようになっていることは聞いたが、この税制度が公平か不公平かを質問している。所得税、住民税、法人税ではこのような不公平は見当たらない。国民健康保険税だけが抱えている欠陥である。退職一時金にも課税すれば、税収が上がり国民健康保険税率がかなり下げられるのではないか。</p>
課長	<p>受け取り方の違いで、課税される、一方では課税されない。ここの部分だけを見れば公平ではないと思えますが、限られた制度の中で賦課するしかないと、現行の税制度の中で計算するしかないと考えております。</p>
委員	<p>税の大原則である公平さを担保できないのは制度そのものに信頼信用ができなくなる。個人的には、この不公平税制のために平均余命までを前提として計算すると1千万円弱の国民健康保険税が過負担となっていて、とても看過できるものではない。今後に向けて積極的に検討する必</p>

	要があるのではないか。
課長	将来的には検討課題であると考えます。
委員	今の話であるが、こういう事は市が決められることなのか。地方税法として全体で決める事なのか。例えば、白岡市が一括で受け取った退職金に賦課すると決められるものなのか。
事務局	決められません。
委員	退職金は過去勤務債務であることから、一括であろうと分割であろうと同じはずである。どちらかに統一するものではなかろうか。 白岡市の住民として、こういう意見があったと声を上げ、地方税制で検討してもらうしかないのではないか。
議長	他に質疑はございますか。 それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
	今回の議論を踏まえまして、市長からの諮問事項であります「令和2年度以降の国保財政の見通しについて」につきましては、本協議会といたしましては、令和2年度の国民健康保険税率は据え置き、国民健康保険事業費納付金に不足が生じる分につきましては、国民健康保険財政調整基金を充てることでよろしいでしょうか。
委員	異議なし
議長	ありがとうございました。 それでは本協議会としまして、令和2年度の国民健康保険税率は据え置き、国民健康保険事業費納付金に不足が生じる分につきましては、国民健康保険財政調整基金を充てることと決定させていただきます。
	事務局から何かありますか。
課長	決定していただき、ありがとうございます。 通常の審議会では、答申案を作成いたしまして、改めて当協議会の会長から市長に答申書を提出する手順でございますが、改めて委員の皆様に集まりいただくのは恐縮でございますので、事務局で事前に作成いたしました答申書（案）を今から配布させていただきます。

事務局

それでは「令和2年度以降の国保財政の見通しについて」の答申書（案）を作成いたしましたので、御説明いたします。

先程、お配りさせていただきました資料4を御覧ください。

答申書（案）につきましては、「はじめに」及び「答申事項」で構成しております。

まず、「はじめに」でございますが、国保制度の概要を説明しております。国保制度につきましては、制度創設以来、国民皆保険の最後の砦として、地域医療の確保と市民の健康増進に貢献してまいりましたが、高齢化や医療の高度化に伴い、医療費が増加する一方、加入者に低所得世帯が多いなどの構造的な問題を抱え、全国的に厳しい財政運営を強いられてきました。

この問題を解決するために、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営を図るために、国保の運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなりました。

この制度改革に伴い、都道府県は、市町村ごとの国保事業費納付金及び標準保険税率を決定することとなりました。

市町村は、国保事業費納付金を都道府県に納付することになり、国保事業費納付金に国及び県からの交付金等を充て、残りの額を国保税で賄うこととなっております。

なお、保険税率の決定にあたっては、都道府県が決定します標準保険税率を参考に市町村ごとに決定することとなっております。

埼玉県と県内市町村は、埼玉県国民健康保険運営方針に基づいて、安定的な国保運営を図っていくこととされております。

以上のことを踏まえまして、市から諮問された令和2年度以降の国保財政の見通しについて、白岡市国民健康保険運営協議会で審議した結果を次のとおり答申します。

このように「はじめに」では、主に平成30年度以降の国保制度の概要を述べております。

続きまして、答申事項でございます。

答申事項は全部で3つございます。

まず、一つ目でございますが、税率についてでございます。

令和2年度の国保税については、現行税率に据え置くこととするものでございます。

なお、令和3年度以降の国保税の税率等は、今後の動向により、必要

	<p>に応じ適宜見直しすることとします。</p> <p>二つ目は基金の活用についてでございます。</p> <p>令和2年度の国保事業費納付金の納付に当たっては、現行の税率では不足が見込まれておりますが、国保財政調整基金を活用するものとします。</p> <p>三つ目は実施時期についてでございます。実施時期については、令和2年4月1日とします。</p> <p>答申書（案）についての説明は以上でございます。</p> <p>今後、運営協議会から市への答申を受けまして、国保税の税率の改正を伴う白岡市国民健康保険税条例の一部改正の有無について最終的な方向性を決定する予定でございます。</p> <p>なお、決定内容等につきましては、1月に開催予定の議会全員協議会におきまして、御報告させていただきます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局から答申書（案）についての説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>諮問事項である「令和2年度以降の国保財政の見通しについて」は、この案をもとに答申書を作成したいと考えております。最終的な取りまとめにつきましては、会長である私に御一任いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>市長への答申は、令和2年1月16日（木）を予定しております。</p> <p>本協議会を代表しまして会長の私から答申書を市長にお渡ししたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし

議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、議題（2）その他「令和元年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「令和元年度白岡市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明を申し上げます。資料3を1枚めくっていただき、上側のページを御覧ください。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,191万7千円を追加し、予算総額をそれぞれ52億1,611万2千円とするものでございます。</p> <p>なお、当該補正予算につきましては、令和元年12月18日付けで議決（議案第77号）をいただいております。</p> <p>はじめに歳出について御説明させていただきますので、下側のページを御覧ください。</p> <p>1款 総務費につきましては、埼玉県の最低賃金の引き上げに伴う臨時職員賃金の増額及びマイナンバーカードを被保険者証として利用可能にするために県と連携するオンライン資格確認制度導入に向けたシステム改修などに要する費用を増額するものでございます。</p> <p>オンライン資格確認制度の導入後には、被保険者は医療機関でマイナンバーカードを提示し、提示された医療機関はオンライン資格確認等システムで資格の照会を行うこととなります。この照会によりまして、医療機関は、市町村国保を含みますすべての保険者の保有する資格情報を適正に確認することが可能となりますことから、誤った資格による受診等が解消され、医療費の適正化につながることが期待されているところでございます。</p> <p>次に歳入について説明させていただきます。</p> <p>5款 繰入金につきましては、歳出で御説明申し上げましたシステム改修などの費用に充てるため、法定の事業運営繰入金として一般会計から繰入れるものでございます。</p> <p>以上で補正予算に関する事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。

	<p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>それでは、ただいまの「その他」の事項については報告事項でございますので、委員の皆様には御理解くださるよう、よろしくお願ひします。</p> <p>これ以外で質疑、意見等はございますか。</p> <p>それでは、特にないようですので以上で本日の議事は終了とさせていただきます。委員の皆様の御協力によりまして、議事を無事終了することができました。御協力に感謝を申し上げまして、議長の役を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
部長	<p>佐々木会長ありがとうございました。</p> <p>また、皆様には、慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、白岡市国民健康保険運営協議会の会議を閉会いたします。本日は、長時間にわたりお疲れ様でした。</p>

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 二年 二月 28日

(議長 (委員長・会長) その他これに準ずる者の署名)

会長

佐々木様